

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定単位			
A2	1111	訪問型独自サービス1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合				1.178	1月につき			
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1176単位		日割の場合	÷ 30.4 日 39 単位	39	1日につき			
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合				2,349	1月につき			
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		2349単位		日割の場合	÷ 30.4 日 77 単位	77	1日につき			
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合				3,727	1月につき			
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3727単位		日割の場合	÷ 30.4 日 123 単位	123	1日につき			
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合					287 単位	287	1回につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			12 単位減算	-12	1月につき		
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合			÷ 30.4 日 1 単位減算	-1	1日につき		
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合			23 単位減算	-23	1月につき		
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合			÷ 30.4 日 1 単位減算	-1	1日につき		
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合			37 単位減算	-37	1月につき		
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合			÷ 30.4 日 1 単位減算	-1	1日につき		
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合					3 単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合			2 単位減算	-2	1回につき		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合			2 単位減算	-2	1回につき		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合			2 単位減算	-2	1回につき		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	独自業務継続計画未策定減算		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			12 単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合			12 単位減算	-12	1日につき			
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合			23 単位減算	-23	1月につき			
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合			23 単位減算	-23	1日につき			
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合			37 単位減算	-37	1月につき			
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合			37 単位減算	-37	1日につき			
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合					3 単位減算	-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合			2 単位減算	-2	1回につき		
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(二)所要時間45分以上の場合			2 単位減算	-2	1回につき		
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合			2 単位減算	-2	1回につき		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合					所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合					所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合					所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算						所定単位数の 15% 加算			
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割							所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数							所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算						所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割							所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数							所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算						所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割							所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数							所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算						200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100 単位加算	100				
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位加算	200				
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算						50 単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の245/1000 加算			1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の224/1000 加算					
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の182/1000 加算					
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			所定単位数の145/1000 加算					
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)			所定単位数の221/1000 加算				
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)			所定単位数の208/1000 加算				
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)			所定単位数の200/1000 加算				
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)			所定単位数の187/1000 加算				
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)			所定単位数の184/1000 加算				
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)			所定単位数の163/1000 加算				
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)			所定単位数の163/1000 加算				
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)			所定単位数の158/1000 加算				
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)			所定単位数の142/1000 加算				
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)			所定単位数の139/1000 加算				
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)			所定単位数の121/1000 加算				
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)			所定単位数の118/1000 加算				
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)			所定単位数の100/1000 加算				
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)			所定単位数の78/1000 加算				

週1回程度の利用を想定する者でサービス提供回数が4回/月を超える場合に使用。

週2回程度の利用を想定する者でサービス提供回数が8回/月を超える場合に使用。
(事前に所定の様式を市に提出し、認められた場

週2回を超える利用を想定する者でサービス提供回数が12回/月を超える場合に使用。
(事前に所定の様式を市に提出し、認められた場

サービス提供回数については、目標に照らし合わせて、必要な回数をサービス担当者会議等で話しあい、利用回数を選択してください。その際、プランや経過記録に設定した回数を記録してください。
計画で設定した単価×実際の利用回数での請求となります。(単価はプランに位置づけたときのものを使用する)

→ 新設

又は赤字 → 変更